

検証研究計画 4 年次

子どもの貧困の連鎖を断ち切る
『つながりと支援制度』



『わっ子ちゃん』
稚内の貧困対策マスコット
提供 藤間裕子画伯

稚内市教育連携会議
稚内市子どもの貧困対策プロジェクト会議

目 次

表 紙	稚内市子どもの貧困対策マスコットキャラクター『 わっ子ちゃん』	
目 次		
1	2019（平成31）年度子どもの貧困問題対策方針	…1
2	子どもの貧困対策をめざし『稚内型奨学資金制度のあり方研究』（2018&2019）をします	…2
3	『稚内市子どもの貧困対策に関する提言』年次別・地区別研究推進計画	…4
4	『18項目提言』の重点化と到達点	…5
5	平成31年度稚内市教育連携会議名簿	…★
6	平成31年度稚内市子どもの貧困対策プロジェクト会議メンバー一覧	…★
7	子ども支援ネット『北地区提言』～縦横のネットワークで貧困問題の解決を探る～	…6
8	子ども支援ネット『南地区提言』～ネットワーク機能の充実で貧困問題の解決を探る～	…7
9	子ども支援ネット『東地区提言』～総力を挙げた取り組みを～	…8
10	子ども支援ネット『潮見地区提言』～学園地区の良さを生かし行動連携を力に貧困問題の解決を探る～	…9
11	平成30年度『子どもの貧困シンポジウム』参加者感想集	…★
12	《提唱》 子どもの貧困対策推進の基礎単位を中学校区にしよう	…10
13	「稚内型奨学金」制度の創設についての要望書	…11
14	時事通信社報道記事 無償化に1.5兆円	…12
15	稚内市教育連携会議設置要項・稚内市教育連携会議に関する申し合わせ	…14
16	稚内市子どもの貧困対策略年表	…15
17	教育連携会議資料No.1 子どもの貧困シンポ報道記事	…16
18	教育連携会議資料No.2 子どもの貧困対策市町村でも 北海道新聞	…17
19	教育連携会議資料No.3 北海道の子ども食堂 北海道子どもの未来局推進課	…18
20	教育連携会議資料No.4 稚内型奨学資金制度創設を 工藤市長へ要請	…19
21	重要資料『18項目の提言』（再掲）	…20

2019(平成31)年度 子どもの貧困問題対策方針

稚内市教育連携会議／稚内市子どもの貧困プロジェクト会議

- 前年度(平成30年度)は、稚内型奨学資金の創設に向けての研究計画を作成し、その一年次として「稚内型奨学資金制度」の必要性について研究協議を重ね、稚内市長に実現に向けた要望書を提出することができました。

- ① 奨学資金研究の一年目は、『夢のような』願いを出し合うことをキーワードに協議を開始しました。『夢のような』奨学資金の骨格を考えることで子どもの未来を考える原点に立ち返り、今おかれている子どもの現状を認識しあい、子どもにとっても大人にとっても、いつまでも住みよいまちづくりを考える道筋や手立てを考える視点が深まりました。
- ② 同時に毎回の研究協議を豊かに積み上げることができたのは、四氏の方々のすばらしい『話題提供』の協力でした。福祉分野から稚内市社会福祉協議会専務・糺屋義明氏、医療分野から市立稚内病院長・國枝保幸氏、教育分野から稚内高校長・元紺谷尊広氏、稚内大谷高校長・山下優氏の協力で毎回の研究協議は充実した内容になり、稚内型奨学資金制度の必要性について合意することができました。
- ③ 第4回子どもの貧困対策シンポジウム(11.20)は、全国的な視野から奨学資金問題を学ぶために岩重佳治弁護士(全国奨学金問題対策事務局長)を招き、奨学金問題の課題や対策の重要性を学びあいました。(参加者197名)「もっと聞きたい」「もう一度聞きたい」との声が寄せられました。
- ④ 12月25日には『稚内型奨学金』制度の創設について市長に要請しました。市長からは「生活支援の側面だけでなく、将来のまちづくりを構想していることがよくわかり、認識が深まりました。検討させてください。」とのコメントをいただきました。研究の成果と市民合意を生み出す努力が報われた場面でした。

- 今年度は、稚内型奨学資金の創設に向けての研究最終年です。原資の生み出し方、給付内容、管理組織の構成や運営、市民合意のあり方等についてシビアな研究に踏み込みます。

- ① 『稚内型奨学資金制度』について研究するプロジェクトチームに新たに民間企業の関係者の参加を要請し、文字通り全市民参加の研究協議をすすめます。
- ② 研究協議の成果をまとめ、昨年の要望に加えて稚内型奨学金制度の創設に向けての『最終要望書』を市長に提出します。(12.25予定)
- ③ 『第5回子どもの貧困対策市民シンポジウム』(11.20内定)は、昨年に引き続き奨学資金問題の専門家・岩重佳治先生(弁護士)を招き、奨学資金のあり方について市民みんなで学びあいます。
- ④ 64名の『地域連携コーディネーター』の正式の委嘱によるとりくみをスタートさせます。そのための特別の研究プロジェクトチームをつくり、10月をめどに組織的体制をつくります。
- ⑤ 高校を軸に地域ぐるみの「稚内キャリアデザイン」の策定が準備されています。子どもの夢をつなぐ『道しるべ』がつくられることで稚内の子どもの未来を希望あるものにする研究を支援します。
- ⑥ 設立4年目を迎える地域食堂『フラット』
ふらっと 実行委員会を支援し、温かい応援をします。

- 2019年度のとりくみの日程(案)は、次の通りです。

・2/18(月) 第9回『稚内市教育連携会議』(新年度方針・壮行会)

・6/18(火) 第10回『稚内市教育連携会議』

第1回子どもの貧困対策プロジェクト会議(委嘱・今年度の方針・チーム編成会議)

・7/16(火) 第2回子どもの貧困対策プロジェクト会議(話題提供:礼文町)

・8/27(火) 第3回子どもの貧困対策プロジェクト会議(話題提供:稚内企業家)

・9/25(火) 第4回子どもの貧困対策プロジェクト会議(話題提供:稚内信金)

・9/27(金) 第7回『稚内市教育連携会議』(研究のまとめと市長要望内容等の協議)

・10/22(火) 稚内市地域連携コーディネーター連絡会議(仮称)

・11/20(水)『第5回子どもの貧困対策市民シンポジウム』開催(講師:岩重佳治弁護士)

・12/25(水)『稚内型奨学資金創設に関する要望書』(最終)提出

◆ この方針は『18項目提言』(平成26年度)と『推進五か年計画』(平成27年度成)と『稚内型奨学資金制度研究方針』(平成30年度)に基づき作成しています

子どもの貧困対策をめざし、『稚内型奨学資金制度のあり方研究』（2018&2019）をします。

稚内市子どもの貧困対策プロジェクト会議（2018.06.20）

2018年度と2019年度は、すでに要望している『18項目の提言』の大きな課題である『稚内型奨学資金制度』のあり方研究に踏み込みます。子どもの貧困を断ち切る上でこの施策研究は欠かせません。今年度から二年間かけてこの提言を検証します。

1. 研究目的

平成27年度（2015）全国的に社会問題になっている子どもの貧困の連鎖を断ち切るために稚内市教育委員会は子どもの貧困対策会議と子どもの貧困対策プロジェクト会議を立ち上げ、研究を開始しました。その結果、同年12月『18項目の提言』にまとめ、要望書を市長に提出しました。

要望書の内容は、いずれも稚内市の教育推進の根幹に関わる重要課題であり、プロジェクト会議は要望書の提出で終わるのではなく、その実現に関わる具体的研究期間を五年間（2016～2020）とし、検証するための機能を発揮してきました。

こうした努力が実を結び、①教育連携会議の誕生（2016）②幼保小中高大の校種を越えた連携③4地区子ども支援のネットワークの充実④地域食堂『フラット』の誕生⑤市民に開かれた子どもの貧困対策シンポジウムの恒常的開催⑥地域コーディネーターの養成と講習会などの成果を確かめてきました。

残された期間、『18項目の提言』の中でも子どもの貧困の連鎖を断ち切る上で行政施策上重要な課題である『稚内型奨学資金制度の創設』研究に最大の力点をかけてとりくみます。

その際、以下の三つの視点を押さえて研究します。

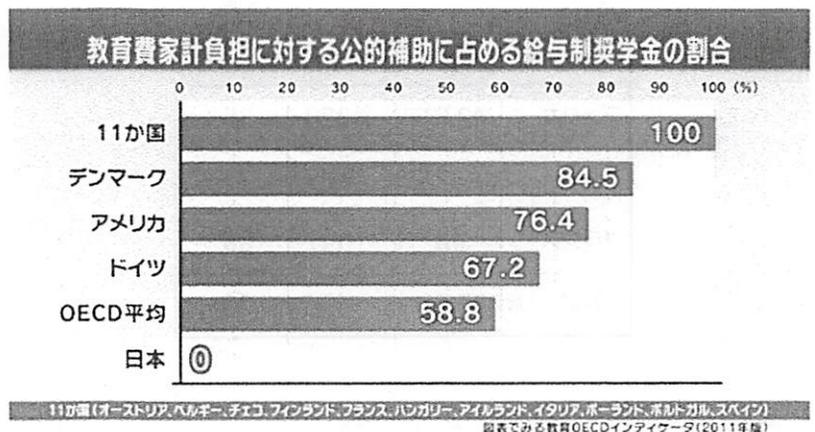
- (1) 稚内で創設しようとする奨学金の性格は、国や道、その他の「奨学金」事業の現状を正しく分析し、その上で「貸与型」でなく「給付型」のシステムをめざします。（資料1・資料2・資料3 参照）
- (2) 稚内で創設しようとする奨学金の財源は、①市民の税金の一部を基金に振り向ける研究 ②篤志による基金協力を可能にする研究 ③市民参加の賛同募金参加を可能にする研究など、総合的な研究視点を大切にして検討します。
- (3) 稚内で創設しようとする奨学金支給対象者基準は、将来、稚内地域で活躍することを前提に、成績基準と所得基準の三点セットで考えていきます。

したがって、研究期間を二年間(2018~2019)とし、研究組織・研究方法・具体的年次計画は以下のとおりとします。

（資料1）



（資料2）



2. 研究組織

従来のプロジェクトチームの構成を変えずに給付型奨学資金検討チームを立ち上げ、全員で研究します。チーム構成は従来どおりとし、給付型奨学資金検討チームの責任者と副責任者を新たに生み出します。

イメージとしては、地区別プロジェクトチーム内に同じ顔ぶれで給付型奨学資金検討チームが誕生したものと理解し、稚内型奨学資金研究責任者（副責任者）を選出して運営します。

3. 研究方法・具体的年次計画

稚内型奨学資金制度研究の柱は ①意義と必要性、②奨学金原資や基金の生み出し方 ③奨学金支給資格基準 ④奨学金支給金額等が考えられます。どの柱もシビアな問題で、しかも重たい課題です。したがって、あらかじめ二年間のスパンで考え、工夫しながら、次の手順で進めます。

◆一年次（2018）は

- ① 『夢のような』願いを出し合うことからスタートしたいと思います。
そのための話題提供を福祉分野（糀谷義明氏）・医療分野（国枝保幸氏）・教育分野（元紺谷尊広氏・山下優氏）の四氏から頂き、三回のチーム研究協議を積み上げます。
- ② 『夢のような』奨学資金の骨格が生まれたら、次のステップとして『未来をつなぐプラン』に練り上げ、今年度の要望書にまとめます。
- ③ 全国的には静岡市・栃木市などが『篤志奨学資金』システムをつくっています。参考にして学びあうことも考えられます。

◆二年次（2019）は

- ④ 実現のための道筋や市民合意のつくり方、現実可能な原資や基金の生み出し方等について研究協議を積み上げます。
- ⑤ こうした研究を二年間にわたり積み上げ、その実現に向けて他の要望事項も含めて『最終要望書』を稚内市に提出します。
- ⑥ 要望書が直ちに実現できるとは限りませんが、その後は行政による本格的検討が開始されるものと思います。その段階では、この課題はプロジェクト会議から離れて市民的な議論が開始できるものと期待し、近い将来に託すこととなります。

（資料3）

先進国では3割の学生に給付

他の先進国では3割程度の学生が給付型奨学金を受けている。

国名	給付額(年)	給付者数と率
アメリカ	42.8万円	約820万人(35%)
ドイツ	最大73.2万円	約67万人(27%)
フランス	最大48万円	約47万人(35%)
韓国	最大55.8万円	約130万人(36%)

【解説】

世界では奨学金といえば返済不要が当たり前のようですが、これまで消極的だった日本政府もようやく2018年度から給付型の奨学金を本格スタートさせました。

一歩前進ですが、その規模は1学年2万人と、学生数の2%強にとどまり、しかも対象は、住民税の非課税世帯で、成績基準などをクリアした学生が学校推薦で選ばれるというものです。

これには、「あまりに少なすぎる」「ほとんどの学生が対象外だ」との感想が寄せられているそうです。
(平間)

学びの支援とネットワークの充実をめざす『18 項目の提言』の重点化と到達点

◆子どもの貧困対策

『稚内の良さ』を生かした とりくみの特徴

1. 学校が『プラットホーム』として機能してきた積み上げがある。
2. 市民ぐるみの『子育て運動』の積み上げが土台になっている。
3. 子どもの貧困対策本部・プロジェクト会議が『18 項目の提言』をまとめ、市長に提出し、実現を要請している。
(平 27 年 12 月 25 日)
4. 幼保小中高大連携の『子ども支援ネットワーク』が中学校区単位に機能し始めている。
5. 公私を越えて幼保小中高大連携の教育連携会議が発足 (平 28.5 月) したことで連携の機運が高まっている。
6. 教育連携会議・プロジェクト会議が学校連携・行政連携・地域連携の『要』の役割を果たしている。
7. 教育連携会議・プロジェクト会議が「シンポジウム」開催 (平 27~) の中心となり、市民世論の喚起と学び合いをリードしている。
8. 稚内市の四地域ごとのネットワークを強化し、切れ目のない子どもの貧困対策を可能にする研究に取り組んでいる。
(平成 28 年・29 年の二年間)
9. 幼保小中高大のつながりを地区ごとに強化するため、あらたにコーディネーターを育成する課題が前進している。『子どもの貧困 STOP 講習会』(平 29.8.17) を開催 (64 名) したことで今後の取り組みの力が生まれてきた。
10. 貧困の連鎖を断ち切るための奨学支援は不可欠という立場から自治体として可能な奨学資金制度研究に踏み込むことを確認。二年間の研究計画を立ててアウトラインを提言する取り組みが生まれている。

◆子どもの貧困対策プロジェクト 奨学資金制度研究発表

- ◆【潮見地区】子どもたちを支援することは街作りそのものです。人作り・街づくりを支える奨学資金制度の創設をめざし、あらゆる可能性を追求していきます。
- ◆【北地区】福祉・医療・教育がつながり、街づくりの視点を大切に、子どもの夢を応援する稚内型の奨学資金制度の創設を目指します。
- ◆【東地区】すべての子どもたちの夢を応援する、稚内市民の気持ちを大切にしたい、稚内の街づくりに位置づけた、夢の奨学資金稚内モデルを考えます。
- ◆【南地区】子どもの貧困を断ち切るためには学びを応援する奨学金が欠かせません。高校の取り組みとも連携し、街づくりの視点から奨学金の問題を考えます。

『18 項目の提言』の分野別ランキング

【18 項目の切実度別ランク】

1. 教育連携会議の発足と子どもサポート
2. SSW・SC の増員
3. 子ども支援ネットワークの充実
4. 小中高をつなぐコーディネーター配置
5. 稚内型奨学資金制度の創設・財政支援
その他の意見 若者の雇用支援

【中学校区単位の特色ある具体化ランク】

1. 教育連携会議の発足と連携の充実
2. SSW・SC の増員
3. 子ども支援ネットワークの充実
4. 子ども支援・地域づくり講座の開催
5. 若者就職支援・雇用促進

※連携を可能にする SSW・SC の増員と子ども支援ネットワークの充実がポイント

【財政を考慮した年次別事業ランク】(例)

- ・平成 28 年度 稚内市教育連携会議発足
- ・平成 29 年度 連携コーディネーターの配置
SSW・SC の増員
- ・平成 30 年度 稚内型奨学資金制度検討
- ・平成 31 年度 稚内型奨学資金制度検討
子ども支援ネットの強化
- ・平成 32 年度 教育連携の振り返り

※「財政計画については、緊急度、財政規模、多様な分野等から検討し、見積もり合いながら納得し合いますめていきたい」(教育長見解)

■朱書きは、研究成果が生まれている事項

◆子どもの貧困対策シンポジウム

奨学金問題『参加者の感想』

- 子どもの貧困と、奨学金についてすごくタメになる話をきけたと思います。講演の内容や発表のわかりやすさはもちろん、最後の「助けて」と言える人、そして、「耐える強さ」を「変える力」というフレーズが深く印象に残った講演でした。
- 社会に出る前の大学生時にすでにワーキングプアに陥っている学生がいることに少なからずショックを受けました。その一因となっている奨学金制度が、子供を救済するものではなく、子供を追い詰めているものになっていることが残念でなりません。一刻も早く子供のための奨学金制度となるよう、我々自身も意識していく必要があると感じました。
- 高校・大学と奨学金を借り、大学卒業と同時に 300 万超の借金を抱えました。今のところ延滞はしていませんが、これからまた何年もこの生活かと思うと不安が非常に大きいです。これから日本を支えていく子供たちが同じ思いを抱えないよう、何ができるのか考えていきたいと思いました。
- 奨学金、おそろしいな一と思いました。教育という夢を食物にしていますね。こんな形の奨学金ローンはいらさないです。人材を育てることは国の為にもなるのに、教育にお金をかけない国はおかしいです。こわれても骨までしゃぶる、回収するのはおかしいです。こんなものに頼らず、お金をきちんと回しながら地域人も豊かにする新しい奨学金ができるとうれしいですね。
- 大変わかりやすい講演内容で、奨学金問題をすごく身近に感じることができました。もっとたくさんの人たちに聞いていただきたい内容と思いました。稚内型の奨学金はどうなるのでしょうか。
- かつて「意識」が「存在」を規定するのか「存在」が「意識」を規定するのか差別と人権を考える時に視点が問われていると学生時代の学びを思い出しながらこの国の構造の怖さ、システムの怖さを感じました。変える力にしたいですね。ありがとうございました。
- 本当に分かりやすかったです。来年もまたゆっくり話を聞きたいと思います。それを実現させて下さい。お願いします。
- 大変分かりやすくなるお話でした。「耐える強さ」を「変える力」という言葉に感銘を受けました。
- 今の大学の授業料は本当に高いと思います。子どもは親が育てるのがあたりまえですがしかし、「社会が育てる」という視点で考えることが大切と痛感しました。「子は社会の宝」といわれますが、それを制度的に保障する国になって欲しいです。
- 奨学金制の問題点が良く分かった。もっともっと教育に国費を！税金を教育に！

「稚内市子どもの貧困の連鎖を断ち切る18項目の提言」の基本理念と重点施策

『18項目の提言』と検証計画 —中学校区単位で実現可能になる各チームの研究を—							平成 28	平成 29	平成 30	2019	2020	備 考	
■ 基本理念													
①市民ぐるみの連鎖の蓄積で子どもの貧困の連鎖を断ち切る													
②教育問題としてとりくむ（人格性・科学性・総合性・歴史性の特質を生かす）													
③貧困問題は複合的・重層的課題を抱えている（「困った子」ではなく「困っている子」）													
④稚内の条件を生かし、教育関係団体・福祉関係団体・医療関係者等が連携してとりくむ													
■ 重点施策 中学校区単位の地区別ネットワーク機能を生かし、子ども・若者のサポート体制を強める													
①幼保小中高大の一貫体制と連携体制を強める													
②個別支援のサポート体制を強める													
③子ども支援のネットワーク体制の良さを生かす													
④子ども支援・親支援のできるワンストップ型のとり組みを構想する													
⑤福祉との連携を一層強める													
⑥医療との連携を一層強める													
⑦地元企業との連携を強める													
⑧稚内の良さを生かした稚内型の関係機関の連携システムをめざす													
■ 1. 教育連携を軸に子どもの支援を強めましょう													
①教育連携で子どもの学習サポートを強める							△	○	○				小中連携を軸に高大
②SC・SSWなどによる相談体制を強める							○	△	○				地区別増員要望切実
③『グングン塾』などの旺盛なとり組みを強める							○	△	○				『無料塾』の稚内版
④ネットワークづくりや地域づくりの研修講座を実施する							×	◎	△				29,8,17(木)実施60人
■ 2. 幼保小中高のライフステージに応じた子どもの支援に取り組みましょう (平成28年度+平成29年度)													
⑤家庭教育への応援体制を強める							△	○	△				子育てファイル グングン塾
⑥小学校段階からキャリア教育を実施する							△	○	○				医療探検講座
⑦困窮家庭への支援を強める							○	○	○				子ども食堂の研究
⑧コミュニティスクールを生かした包括的支援体制を強める							○	○	○				教育医療福祉の連携
⑨教育連携会議を立ち上げ、連携体制と一貫体制を強める							◎	◎	◎				教育連携会議機能
⑩小中高大をつなぐコーディネーターを配置する							○	◎	△				地域コーディネーター
■ 3. 若者の雇用を生み出す行政施策で貧困解消をめざしましょう (平成30年度+平成31年度)													
⑪住居・就労に関する個別支援を強める							△	△	△				就労支援センター
⑫多子世帯の保育料の軽減・中学生までの医療費軽減をすすめる							○	○	○				中学生まで無料
⑬稚内型『小中高大連携あんしん修学資金制度』を実現する							×	×	◎				市長へ再要望
⑭ひとり親家庭への福祉貸し付け金の充実改善を図る							×	×	×				特別研究検討依頼
■ 4. 市民参加の調査研究活動、学び合いをすすめましょう													
⑮『子どもの貧困対策市民シンポジウム』を毎年開催する							◎	◎	◎				11,21(火)開催・好評
⑯『子どもの貧困アンケート』を実施する							○	△	◎				アンケート実施結果 と合わせて発行予定
⑰『子どもの貧困研究紀要』を毎年発行する							×	◎	◎				
⑱全国交流・全道交流を重視し、自主研修・視察研修を強める							○	○	○				名古屋大学・名寄 大・北星学園大・川 野氏
『18項目の提言』の要となる指標（三目標）													
1. 子どもたち全員の高校入学・卒業『100%達成』をめざす							○	△	○				『保幼小中高大』の 縦と『四地区ネット ワーク』で実践の深 化を
2. プロジェクトチームの機能性を高め、各分野の情報連携を強めて毎年度研究・検証する							◎	◎	◎				プロジェクトチーム で研究・検証の継続
3. 小学校段階からキャリア教育を実施し、地元高校・大学の入学者数を大幅に増やす							○	○	◎				小学校段階から高校 大学の協力を得てと り組む・医療連携

■ 解説

平成31年度(2019)は、子どもの貧困対策推進5周年、稚内市教育連携会議結成4年目、『18項目提言』検証研究の4年次、さらに『稚内型奨学金制度』研究最終年の年です。また新たに高校を軸に「稚内キャリアデザイン推進本部」を立ち上げオール稚内でのキャリアデザインを策定する取り組みが生まれています。

縦横のネットワークで貧困問題の解決を探る

◆北地区チーム	責任者	船木 真澄	(稚内中央小学校校長／北地区子育て支援ネットワーク)
	副責任者	山田 仁樹	(稚内高等学校(定時制)教頭)
	メンバー	越後谷 亨	(稚内大谷高等学校教頭)
	メンバー	手塚 光行	(稚内市建設産業部水産商工課)
	メンバー	竹田由貴恵	(稚内市民生児童委員連絡協議会 主任児童委員)
	メンバー	小鹿 和美	(稚内市民生児童委員連絡協議会 主任児童委員)
	メンバー	米津 直希	(稚内北星学園大学 講師)

北地区チームは、子どもの貧困の連鎖を断ち切る視点は「学校・家庭・地域・関係機関との連携で『地区の連携力』を強めること」とりわけ、縦横のネットワークによる連携力強化、家庭・親支援、子ども支援の具体策を検討・模索してきた。

1. 支援ネットワークを生かした幼保から大学まで「縦の連携」で切れ目のない支援を

- 稚内中学校の生徒の殆どが中央小学校卒業生である。また、中央小学校児童の8割から9割が、校区内にある2つの幼稚園・保育園の卒園児である。保護者にも北地区出身者は多い。このような強みをもっている北地区では、情報の累積・困り感の共有を図ることで、各園・各校における具体的な保育・教育支援方針づくりに生かされている。ケース会議による個別支援の一層の充実が望まれる。
- 稚内高等学校定時制が、貧困の連鎖を断ち切る出口のひとつとして、子どもの精神的・社会的な自立にむけた手厚い支援を行っている。近年、稚内北星学園大学の学生の多くを地元の子供たちが占めるようになってきた。両校には、地区支援ネットで見守りを行っている家庭の生徒・学生が在籍している。高校・大学がネットワークに参加することにより、幼保から高大までの切れ目のない、子どもの困り感に寄り添った支援を行うことが可能になった。
- 幼・保から高・大までの切れ目のない支援の為には、それぞれの段階で情報管理に充分留意しながら支援情報等の引き継ぎを適切に行うことが重要である。現在、「幼保小」・「小中」・「中高」は、引き継ぎから学習参観の設定までの引き継ぎシステムが明確になっている。今後、とりわけ支援ネットで見守りや支援対象の生徒については、必要な支援や適切な配慮が十分なされるよう「高大」まで情報収集・整理・伝達を確実に行うシステム構築を模索していかなければならない。

2. 学校・地域・関係機関による「横の連携」で、手厚い支援を

- 支援ネットで見守り・支援の対象となっている児童生徒が転居した場合には、当該学校や地区支援ネットワーク事務局校同士の連携による情報の引き継ぎを行い、切れ目のない見守りが継続されることが重要である。今年度、地区を越えた主任児童委員による合同会議が開催され、転居先の地域における見守り体制の構築が図られるという実践が生まれた。今後もこのような事例が生まれたときには、「横の連携」を拡充していけるような地区支援ネット連携の展望を開くことになると考える。
- 園や学校は、家庭訪問や日常的な子どもの観察、様々な支援策への手続き、引き継ぎ等により困窮家庭を把握している。しかし、近年、貧困の困り感が見えにくくなっているわが国にこそ、困窮家庭に必要な支援が届いているのか危惧するところである。個人情報守秘義務を堅持しつつも、福祉・行政等関係機関と何らかの連携ができないか模索していきたい。
- 家庭の教育力の差が子どもの発達に深刻な影響を及ぼしている。小学校入学段階で、「ひらがなを殆ど読めない」子が見られる一方、スラスラ読み書きができる児童もいる。さらに、幼稚園や保育園では、親子で生活リズムが崩れ、遅れて登園、休みがちになっている園児が見られる。食生活の乱れや深刻な電子メディアの悪影響も見られる。生活習慣や学習の土台を育む幼児期を豊かに過ごせないことが、その後の子どもの育ちに様々な弊害を生むことは想像に難くない。幼稚園や保育所に入園後は親サポート・子ども支援ができる。入園前の乳幼児の情報をつかみ、「子育て相談」「幼児教室」など親の子育て力の支援について考えていかなければならないのではないだろうか。民生児童委員が要となり保健師、助産師、行政機関と情報共有が図れる連絡会議等の開催について検討していきたい。

3. 不登校を生まない学校づくりをめざして

貧困が、自尊感情の低さや自己肯定感を持ってない、不安や精神的な不安定さなどといった心理面への影響を引き起こしている可能性を否定できない。自分の居場所があって安心できる仲間がいること、勉強がわかってできること、明日も行きたい学校・学級づくりに真摯に取り組むことを肝に銘じたい。

◆南地区チーム	責任者	飯田 光	(校長／南地区子育て支援ネットワーク事務局長)
	副責任者	櫻井 紀之	(市立稚内病院医療支援相談室 医療SW)
	メンバー	大形 益己	(稚内市社会福祉協議会自立生活支援センター長)
	メンバー	石井 浩子	(稚内市社会福祉協議会自立生活支援センター)
	メンバー	西村 和重	(稚内市生活福祉部社会福祉課長)
	メンバー	鎌田 葉子	(稚内市民生児童委員連絡協議会 主任児童委員)
	メンバー	長谷川裕之	(教諭／稚内高等学校(定時制))

子どもの貧困の連鎖を断ち切る視点として、稚内の良さを活かした「つなぎとつながりの街づくり」「地域の『要』＝学校が貧困問題の『プラットホーム』」「学校・家庭・地域・関係機関との連携で『地区の連携力』を強める」ことが提案された。南地区チームは、この提案を受け止め、その実践とはどのようなものかを検討・模索してきた。

1. 中学校区を単位としたネットワーク機能の充実で、高とのつながりを強める

- 本プロジェクトや「南地区子育て支援ネットワーク」での学びと取り組みを通じて、小学校中学校のそれぞれが、子どもの貧困問題を敏感に把握し、これに取り組もうとする機能が少しずつ強まっている。それは「地域の『要』」としての学校の役割の自覚・教職員の自覚の高まりでもある。
- 地区ネットワークで見守り・支援の対象となった児童生徒のうち、少なくない生徒が稚内高等学校定時制に入学するという現実があり、切れ目のない子どもの支援ネットの機能充実のためには高等学校との連携が極めて重要である。実際、本プロジェクトや南地区子育て支援ネットへの高校からの参加によって、ネットワークに活力と明るさが生まれている。それは、幼保小中高を通じた切れ目のない子どもの見守り・支援の展望が開けてきたことの実感でもある。
- 稚内高校定時制が子どもの貧困連鎖を断ち切る一つの出口としての機能を果たしている現実のもとで、高校の努力によって生徒を支援するための諸関係機関との連携・協力がつくりだされている。高校のネットワークへの参加によって、ネットワーク自体も諸関係機関との連携機能の強化がはかられつつある。
- 昨年度は、地区ネットの機能として学校－医療支援相談室とのつながりによって、母子家庭への助言・支援の実践も生まれている。「学校・家庭・地域・関係機関との連携で『地区の連携力』を強める」ことの可能性と有用性を実感している。

2. 小学校段階からのキャリア教育の充実で希望を育む

- 全国学力・学習状況調査等の結果から、自尊感情や学習への意欲の低さが課題となっている。また、貧困によって未来に希望を持ってない状態に置かれた児童生徒が存在している現状がある。
- 小学校段階から、憧れの中学生や高校生に出会い、中学校・高校生活に夢を持てることや、児童生徒が自分に自信を持ち学ぶ意味を理解すること、さらには、多様な職業・多様な生き方を知り、夢や目標を持つために行われるキャリア教育を充実することは、全ての子に有益である。できることから着手し、小学校段階からその実践を積み上げてみたい。

◆東地区チーム	責任者	林 智宏 (教頭/東地区子育て支援ネットワーク事務局)
	副責任者	細川 早苗 (稚内市生活福祉部 健康づくり課長)
	メンバー	加藤 良平 (稚内市教育相談所 所長)
	〃	藤原 淳 (稚内市教育委員会 社会教育課長)
	〃	藤本 英文 (稚内市民生児童委員連絡協議会 主任児童委員)
	〃	吉崎 健一 (校長/東地区子育て支援ネットワーク) ※提言責任者
	〃	高木 美穂 (教頭/稚内養護学校)
	〃	小暮 亮宣 (教諭/稚内高等学校(全日制))

I 討議の経過

子ども達の貧困の連鎖を断ち切るために、基本理念として「『連携』をキーワードに『オール稚内』で取り組みましょう」と提言された。東地区チームでは、この理念を受けとめ、「オール稚内」の具現化を目指し、福祉、学校教育、社会教育の分野での支援を切り口に、協議・検討を進めてきた。

その中で、「就学前～学校～就労の各段階における各機関での支援」ならびに「学習支援・生活支援」を一貫・連携して推進すること重点に、『子どもの居場所づくり』『孤育てさせない街づくり』をキーワードとして具体策を模索してきた。

1 【安心して子育てできる環境の拡充と整備を推進する】

就学前では、親子共々安心して生活できることが重要と考えた。そのためには妊娠した母親の支援、一人親の問題等々、就学前の子どもの安心・安全の確保、保護者の支援は大切である。

- 妊娠期からの継続した支援
- 生活(養育)実態の把握と支援
- 就学前教育の充実
- 若年者や一人親における子育て把握と支援
- 子育てファイルの活用 等

2 【子どもを支える地域の仕組みづくりを推進する】

社会教育では、学校以外の居場所や中学校卒業後の居場所づくりが極めて重要と考えた。関係機関の連携や様々な人材の活用を考えていく必要がある。

- 中学校区ネットワークの統括(横のつながりの強化)
- 学校以外の子どもの居場所づくり(学習・生活の場)
- 若者(少年)の居場所づくりや就労支援、社会とかかわる取組の実施 等

3 【地域ネットワークの要としての学校づくりを推進する】

学校教育では、地域ネットワーク、幼保小中高大の連携・稚内養護学校との連携、関係者連携の強化は重要である。その中核を担うのは学校がふさわしい。

- 学習支援の充実
- 各学校入学時における連携の強化
- PTA活動の充実
- 個に応じた支援の充実
- 発達段階に応じたキャリア教育の充実
- 性教育の充実
- 子育てファイルの活用
- 関係機関との組織的連携(校区ネットワークの核に)

II 東地区として(今後の取組の重点)

1 『東地区の連携力』を強化する。

- これまでも「東地区子育て支援ネットワーク」で対象となった児童生徒・保護者の見守りと支援は、子どもの貧困問題としても有効な取組であったと考える。その上で、貧困の連鎖を断ち切るという点においては、困り感をもつ子どもや保護者の早期支援が今以上に必要である。子どもの貧困問題を見いだすために、学校は敏感でなければならないし、行政との連携はもちろん、町内会(育成部等)との連携強化を図っていく。

2 『孤育てさせない街づくり』を東地区から築きあげる。

- 本プロジェクトへ稚内養護学校の参加により、東地区の連携はいっそう強化されつつある。また、稚内養護学校との連携は、「居住地交流」にとどまらず、稚内養護学校の児童生徒を東地区で見守り・育むことにつながり、地域で孤立させないことに結びつくものと期待している。
- 「孤育て」させないためには、様々な結びつきこそが欠かせないが、その方策の一つとして、『子育てファイル』を浸透・活用することで、ファイルを通して行政や学校とのつながりだけでなく、人と人とのつながりを築くことにつながると考える。そこで、東地区は『子育てファイル活用推進地区』(仮称)として、ファイルの積極的な活用を学校と行政が一体となって推進する。

III おわりに

子どもの貧困問題、また、その連鎖を断ち切るためには、教育や福祉の充実はもちろん、地域や関係機関の緊密な連携は欠かせない。「縦・横・ななめ」のつながりによる教育や支援の充実ができる稚内市の利点を生かした解決の道を今後も探っていきたい。

学園地区の良さを生かし行動連携を力に貧困問題の解決を探る

- ◆潮見が丘地区チーム 責任者 網谷 一幸（校長／潮見が丘地区子育て支援ネットワーク事務局）
副責任者 須藤 克志（教頭／稚内高等学校（全日制））
メンバー 中野 智彦（稚内市民生児童委員連絡協議会事務局）
メンバー 若原 幸範（准教授／稚内北星学園大学）
メンバー 田澤恵美子（課長／稚内市教育委員会子ども課）
メンバー 岡本 茂子（稚内市民生児童委員連絡協議会主任児童委員）
メンバー 伊藤優美子（稚内大谷高等学校）

「子どもの貧困問題解決のための足場は各地区活動に！」

数回のプロジェクト会議から明確になったキーワードである。

めざすは、上からの改革ではなく下からの創造だ。

潮見地区の「主体性・自立性」が求められる。

潮見地区の良さや特徴って？人とのつながりは？等々、暗中模索の話し合いの中、いくつかの「取りかかりの芽」を見いだすことができた。

潮見地区は、土台を堅め、より広がりを求めることで支援ネットワークの機能をより高めていきたいと思う。

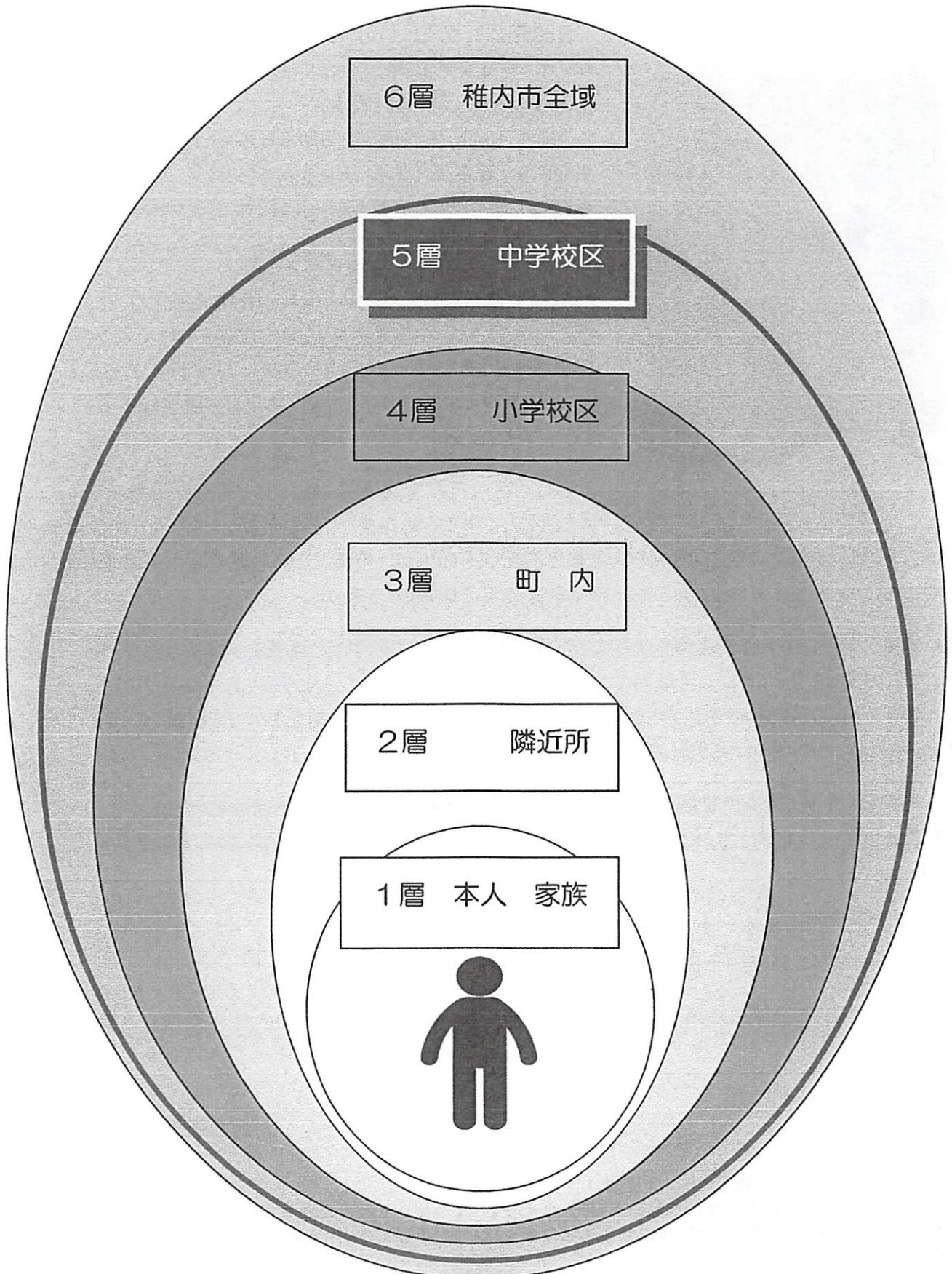
1、「学園地区」ならではの連携を力に子どもを育てる活動を展開する

- 潮見は稚内の「学園地区」である。地区には幼稚園から大学までが揃い、幼小・小中・幼中・中高・中大・高大間での交流が行われている。これは地域レベルの「縦割り活動」であり、「異年齢・異校種間交流」といえる。「相互理解、学ぶ意欲、夢やあこがれ、思いやりや感謝の気持ち、自己有用感」を育む教育的土壌に恵まれており、関係者の協働しだいで、潮見版「生まれてから社会人までを視野に入れた子ども支援・激励活動」を切り拓ける可能性がある。
- 子育て運動の中核を担う小中学校は、これまで以上に「わかる授業・楽しい学校」を追求し、「地域に開かれた教育課程」の観点から、人材や教育資源を生かした教育内容での連携を進めたい。
- 「子育て」に欠かせない人とのつながりと学び合いを重視し、保護者会・PTA活動の充実、地区での「子育て講演会」等を通して、結びつきを重視した「親育ち・教師育ち」を推し進めたい。
- 互いの活動が見え、つながり合っている実感を共有することが運動に弾みをつける。地区の主だった団体が構成される「潮見地区子育て連絡協議会」の役割と機能を発揮し、学園地区ならではの子育ての連携強化に努めたい。

2、連携の輪を広げ、子ども・家庭をサポートし支援する活動を展開する

- これまで小中学校、民生児童委員、主任児童委員、教育相談所が主要な構成メンバーであったが、今年、富岡幼稚園、稚内高校（定時制）、大谷高校が加わり、子どもや家庭の状況や課題、取り組みが広く交流され厚みが増してきた。高校生となった小中学校で支援してきた生徒の近況が交流され元気をもらった。組織的体制の充実と合わせて、活動の充実と継続性を確保するために、定期的に血の通い合う「振り返り」と「評価活動」の充実を図りたい。
- 支援が必要な児童生徒の把握のため、小中学校における生徒指導力（特に、情報キャッチ・情報連携）の強化を図る。ここが、支援活動の起点となることを自覚したい。（ある民生児童委員の言葉、「生徒からのSOS情報源は学校にある！」）
- 潮見地区支援ネットは、「情報連携」をベースに機敏な支援策を講じるための「行動連携力」を強化する必要があり、関係機関との連携強化をいっそう進めたい。
- 切れ目ない情報共有と継続した支援を展開するための「個人支援カルテ」の作成を検討したい。

子どもの貧困対策推進の『基礎単位』は 中学校区！



「稚内型奨学金」制度の創設についての要請

我が国では、7人に1人の子どもが相対的な貧困状態にあるとされ、大きな社会的問題となっています。

高い学費や生活費の実態からみて、奨学金は不可欠の支えになっています。しかし、その大半を占める日本学生支援機構の奨学金の主なものは貸与型であり、社会人になってから返済を求められる対象者のうち、2人に1人が数百万円にもおよぶ奨学金の返済に苦しんでいます。

問題解決の兆しとして、今年3月、給付型奨学金制度の導入を定めた日本学生支援機構法改正法が可決成立し、日本で初の給付型奨学金制度が導入されました。しかし、「全国の高校に1人ずつ」という極めて限られた内容であり、残念ながら問題の本質的な解決はまだまだ遠いと言わざるを得ません。

私たち稚内市教育連携会議は、子どもの貧困対策プロジェクト会議を組織し、今年を初年度として二年間、「子どもの奨学金制度の創設」において研究を深め、稚内市の奨学金制度の充実を図り、広く市民にこの課題の理解と協力を呼びかけ、少しでも明るい兆しが生まれるよう現実可能な提言内容を協議してきました。

その結果、子どもの貧困の連鎖を断ち切るためには、子どもたちの学びと成長をささえる地区別ネットワークづくりを推進するとともに、「稚内で生まれ育ったからこそ夢がかなう」と子どもたちが思える街づくりをめざし、ふるさと稚内に誇りを持つことができる制度としての「奨学金制度」を創設していただけないものか、との思いに至りました。

つきましては、市民ぐるみの賛同意見を背景に、行政と企業とさまざまな関係団体とが手をつなぎ、文字通り「オール稚内」で、「稚内型奨学金」制度の創設を早期に実現できるよう心から要請いたします。

教育は、まちづくりの基本です。

ゆきとどいた教育を稚内の子どもたちに保障することは、私たち大人の責務です。

私たちは、子どもの未来を応援するため、今後も最大限の努力を傾け、稚内の教育振興に貢献する決意です。

平成30年12月25日

稚内市教育連携会議

稚内市教育連携会議構成団体(13団体)

稚内私立幼稚園協会・稚内私立保育園協会・稚内市校長会・稚内市公立学校教頭会・稚内高等学校・稚内大谷高等学校・稚内北星学園大学・稚内養護学校・稚内社会福祉協議会・稚内市連合父母と先生の会・稚内高等学校PTA・稚内大谷高等学校PTA・稚内市教育委員会

無償化に年1.5兆円＝幼児・高等教育の方針決定—政府 12/28(金) 10:31 時事通信社

政府は、昨年10月28日、幼児教育・高等教育無償化の関係閣僚会合を開き、制度の具体化に向けた方針を決定しました。

1. 3歳から5歳までの子どもについては幼稚園、認可保育所、認定こども園、企業主導型保育所などの利用料を、世帯の所得にかかわらず一律に無償化するとしています。利用料をみずから定めるなどしている一部の私立幼稚園については月額2万5700円を上限に、幼稚園での「預かり保育」も、市町村から保育の必要性が認められれば、月額3万7000円を上限に、それぞれ利用料を補助するとしています。

さらに認可外保育施設などは、市町村から保育の必要性が認められれば、月額3万7000円を上限に利用料を補助するとしています。ただ、認可外保育施設は、5年間の経過措置としてすべてを対象とするものの、6年目からは国の指導監督基準を満たしたところだけに限定するとしています。

また、住民税の非課税世帯を対象として、0歳から2歳までの子どもについても、認可保育所などを無償化するほか、市町村の認定を得て認可外保育施設などを利用する場合も、月額4万2000円を上限に利用料を補助するとしています。

一方、給食費は現在、幼稚園は実費で、認可保育所はコメやパンなど主食が実費、おかずにあたる副食費は保育料に含める形で徴収されていますが、無償化の開始と合わせて、生活保護世帯などを除いて保護者が実費を負担するなどとしています。

幼児教育と保育の無償化を実施するために必要な予算は、消費税率の10%への引き上げに伴う増収分から充てられることになっていて、私立などは、国が2分の1、都道府県と市町村がそれぞれ4分の1を負担し、市町村が運営する施設は、運営主体がすべてを負担することになりました。

これに基づき、政府が毎年必要となる予算額を試算したところ、無償化には全体で7700億円余りが必要となり、このうち国が3000億円余り、都道府県がおおよそ1500億円、市町村が3100億円余りの負担となります。

幼稚園の無償化に使われる予算はおおよそ2500億円で、このうちの39%に当たる、おおよそ960億円が年収680万円を超える世帯に充てられる一方、住民税の非課税世帯や生活保護世帯に充てられるのは全体の2%に当たるおおよそ50億円でした。

また、認可保育所の無償化に必要な予算はおおよそ4700億円で、このうちの50%、2300億円余りが年収640万円を超える世帯に、住民税の非課税世帯に充てられるのは全体の1%、おおよそ50億円となっています。

無償化に伴って割りふられる予算が低所得層のほうが少なくなっている背景には、幼稚園や保育所などの利用料は世帯の収入に応じて負担額が決まっているほか、住民税の非課税世帯や生活保護世帯に対しては、すでに利用料の軽減措置が講じられていることなども影響したものとみられます。

2. 高等教育の無償化は入学金・授業料の減免と、給付型奨学金の支給の2つが柱となっていて、住民税が非課税となる所得の低い世帯と、それに準ずる世帯が対象です。

具体的な年収は、文部科学省が給付を受ける本人と両親、中学生のきょうだいの4人家族をモデルに試算していて、次の3つにわけられています。

まず、住民税が非課税となる年収 270 万円未満の世帯には、入学金・授業料の減免、給付型奨学金の支給はともに満額が認められます。そして、年収 300 万円未満の世帯には 3 分の 2 の額が、年収 380 万円未満の世帯には 3 分の 1 の額がそれぞれ認められます。

ただし、授業料の減免と給付型奨学金の支給は、進学後の成績や出席率などによっては、打ち切られる可能性があるということです。

授業料の減免と給付型奨学金の支給は、制度が始まる来年 4 月に入学する生徒や学生だけでなく、2 年生以上の上級生にも一斉に実施されます。

ただし、留年している生徒や学生などは対象に含まれないケースもあります。また、親の病気などで世帯の年収が大きく減って要件を満たした場合には、支給の対象となるということです。

入学金と年間の授業料が減免される金額は、国公立と私立で異なります。

満額が減免される場合の金額は、国公立の大学で入学金がおよそ 28 万円、授業料がおよそ 54 万円、私立大学で入学金がおよそ 26 万円、授業料がおよそ 70 万円となっています。

短期大学は国公立で入学金がおよそ 17 万円、授業料がおよそ 39 万円、私立で入学金がおよそ 25 万円、授業料がおよそ 62 万円です。

高等専門学校は国公立で入学金がおよそ 8 万円、授業料がおよそ 23 万円、私立で入学金がおよそ 13 万円、授業料がおよそ 70 万円です。

専門学校では国公立で入学金がおよそ 7 万円、授業料がおよそ 17 万円、私立で入学金がおよそ 16 万円、授業料がおよそ 59 万円となっています。

文部科学省は、満額の場合は入学金と授業料のほとんどが減免されるとしています。

3. 給付型奨学金は大学、短期大学、専門学校に自宅から通っているか、そうでないかで、年間の支給額が異なります。

国公立の大学などの場合、自宅から通う人にはおよそ 35 万円、自宅以外から通う人にはおよそ 80 万円が支給されます。

また私立の大学などの場合、自宅から通う人にはおよそ 46 万円、自宅以外から通う人にはおよそ 91 万円が支給されます。

一方、高等専門学校は寮生活を送る学生が多いとして、生活費に応じて、大学などに通う人の 5 割から 7 割程度が支給されるということです。

文部科学省はこうした入学金と授業料の減免などには、最終的に 7600 億円が必要になると試算しています。

このうち公立大学の分は地方が全額を負担し、私立の専門学校の分は国と地方で折半することになっているため、国が 7100 億円、地方が 500 億円をそれぞれ負担することになる見通しです。

大学、短大、専門学校				
給付型 奨学金	国公立		私立	
	自宅	自宅外	自宅	自宅外
	35万円	80万円	46万円	91万円
※高等専門学校は大学生の 5～7 割程度				
授業料 減免	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	28万円	54万円	26万円	70万円
短大	17万円	39万円	25万円	62万円
高等専門学校	8万円	23万円	13万円	70万円
専門学校	7万円	17万円	16万円	59万円

『稚内市保幼小中高大連携会議』（稚内市教育連携会議）設置要項

（目的）

第1 稚内市保幼小中高大連携会議（以下「教育連携会議」という）は、稚内の子どもの貧困の連鎖を断ち切るため、保育所、幼稚園、小学校、中学校、養護学校、高等学校、大学が公私立の枠組みを越えて連携し、PTA・民生児童委員との協力関係を強め、対等かつ平等に語り合い、連携・協力の輪を広げていくことを目的とする。

（事業）

第2 教育連携会議は、目的を達成するため、主として次の事業を行う。

- (1) 校種、公私立を越えた子どもの貧困と教育に関する情報の交換
- (2) 校種、公私立のみならず各種団体と共同した子どもの個別支援のための連携・協力
- (3) 地域や保護者と交流・協力を広げる取り組みの提唱
- (4) その他目的を達成するために必要な事項

（構成）

第3 教育連携会議は、次に掲げる機関・団体で構成する。

稚内市保育所協会、稚内市幼稚園協会、稚内市小中学校校長会、稚内養護学校、稚内高等学校、稚内大谷高等学校、稚内北星学園大学、稚内市社会福祉協議会、各種PTA団体、稚内市教育委員会

（役員・役員の職務）

第4 教育連携会議に、次の役員を置く。

- (1) 代表委員を若干名置く。
- (2) 代表委員は、教育連携会議を招集し、共同で会議の運営にあたる。

（コーディネーター）

第5 教育連携会議の調整機能を発揮するためにコーディネーターを置くことができる。

（事務局）

第6 教育連携会議の円滑な運営を図るために事務局を置く。

事務局の組織及び運営に関する必要事項は別に定める。

（雑則）

第7 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則 この要項は、平成28年5月24日から施行する。

『稚内市幼小中高大連携会議』（教育連携会議）に関する申し合わせ

(1) 教育連携会議の開催について

- ① 教育連携会議は、代表委員の招集により年2～3回開催する。
- ② 教育連携会議は、総会を兼ね、役員を選出、委員の変更、要項の改正等について審議し、決定することができる。
- ③ 教育連携会議は、地域や保護者との連携・協力の観点から原則として公開で開催する。
- ④ 教育連携会議は、必要に応じてオブザーバーの参加や助言者の参加を求めることができる。
- ⑤ その他、連携会議の開催にかかる具体的な事項は、事務局に委ねるものとする。

(2) 教育連携会議のコーディネーターについて

- ① 教育連携会議のコーディネーターは、構成する各団体・機関の推薦と承認によって委嘱することができる。

(3) 事務局について

事務局は稚内市教育委員会学校教育課に置き、具体的な事項について検討するため、適時役割を発揮する。

この申し合わせは、平成28年5月24日から施行する。

国の動き

- 2009 (平 21)
 ・厚労省初めて子どもの貧困率公表
- 2013年 (平 25) 6月4日
 子どもの貧困対策法
 衆議院、全会一致で可決
 ・6月19日
 子どもの貧困対策法
 参議院、全会一致で可決
 ※施行後五年経過後(2019年6月)に、必要に応じ改正
 (法附則第2条)
- 2014年 (平 26) 1月17日
 子どもの貧困対策法施行
 ・8月29日
 子どもの貧困対策に関する大綱、閣議決定
- 2015年 (平 27)
 生活困窮者自立支援法施行
- 
- 2017年 (平 29)
 給付型奨学資金の試行導入
 (返済不要の給付型奨学金先行実施)
- 2018年 (平 30)
 給付型奨学資金制度実施
 子どもの貧困対策大綱見直しに着手(11.27)
- 2019年 (平 31)
 給付型奨学資金支給額改善

北海道の動き

- 2015年 (平 27)
 北海道子どもの貧困対策推進計画策定
 第二次北海道母子家庭自立促進計画策定
- 道内で子ども食堂始まる(旭川・札幌)
- 2016年 10月
 子どもの貧困調査実施
 (北大と共同)
- 2017年 (平 29) 2月
 子どもの貧困調査結果の発表
 ・12月16日
 フォーラム『子どもの貧困を考える』
 (稚内から4名参加)
- 2018年 (平 30) 4月
 札幌市子どもの貧困対策計画策定
- 2019年 (平 31)
 ・1月31日
 子どもの貧困対策地域ネットワーク会議
 (宗谷管内)
 ・2月2日(札幌)
 ・2月11日(函館)
 フォーラム『子どもの貧困を考える』
 (稚内から3名参加)

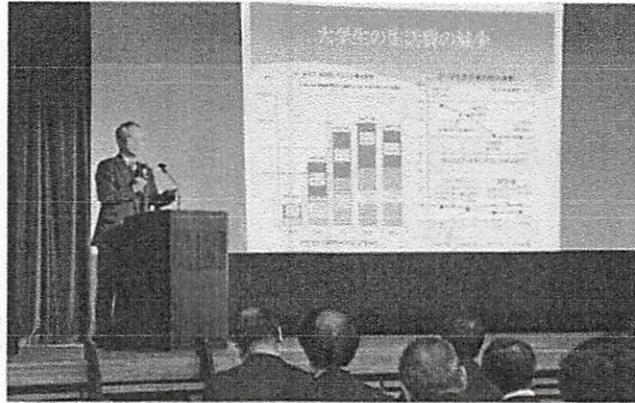
稚内の動き

- 2015年 5月27日
 稚内市貧困対策本部結成
- ・5月10日
 稚内市親の貧困・子どもの貧困事例集約
- ・5月28日
 稚内市貧困対策プロジェクト会議
 検討会
- ・6月30日
 第1回稚内市貧困対策プロジェクト結成会議・メンバー委嘱
 《研究協議三回開催》
- ・11月24日
 第1回子どもの貧困対策市民シンポ開催(191名)
 松本伊知朗氏(北大)講演
- ・12月24日
 『稚内市貧困対策18項目の提言』を市長に要望
- 2016年 2月10日
 稚内教育連携会議準備会
- ・5月23日
 稚内教育連携会議を結成
- ・6月23日
 2年次子どもの貧困対策プロジェクト委嘱《研究協議三回開催》
- ・7月26日
 『稚内子ども白書』発刊
- ・11月22日
 第2回子どもの貧困対策市民シンポ開催(215名)
- ・11月26日
 『四地区ネットワークプラン』提言を稚内市長に要請
- 2017年 (平 29) 1月28日
 『地域食堂ふらっと』試行開催
- ・2月8日
 第4回稚内市教育連携会議
- ・5月23日
 第5回教育連携会議
- ・6月20日
 3年次子どもの貧困対策プロジェクト委嘱《研究協議三回開催》
- ・8月17日
 『子どもの貧困 stop 講習会』
 (受講者64名)
- ・9月5日
 第6回教育連携会議
- ・11月21日
 『第3回子どもの貧困対策市民シンポジウム』
- ・11月24日
 プロジェクト発表反省交流会
- 2018年 (平 30) 2月1日
 『子どもの貧困 stop 講習会』
 (川野圭一郎氏)
- ・2月8日
 第7回教育連携会議
- ・6月20日
 4年次子どもの貧困対策プロジェクト委嘱《研究協議三回開催》
- ・10月11日
 第8回教育連携会議
- ・11月20日
 『第4回子どもの貧困対策市民シンポジウム』(169名)
 『稚内子ども白書』第二集発刊
- ・12月25日
 稚内型奨学資金制度創設要望

奨学金充実 地域で推進を

稚内 子どもの貧困シンポで提言

日本の若者を取り巻く現状を説明する岩重弁護士



【稚内】地域で子どもの貧困を考える「第4回子どもの貧困対策シンポジウム・講演会」が20日夜、市総合文化センターで開かれ、奨学金問題を議論した。シンポジウムでは、関係者らが稚内ならではの「稚内型奨学金」の創設を市に要請することを申し合わせた。

講演では、奨学金問題対策全国会議事務局長の岩重佳治弁護士が現行の奨学金制度の問題点などを説いた。市と市教委、稚内北星学園大の主催。市民ら167人が参加した。シンポジウムでは、市内の教育福祉医療関係者でつくる「子どもの貧困問題プロジェクト

会議」の地区別の4グループが、奨学金をテーマに本年度協議してきた成果を提言として発表。「まちづくりの視点を持った奨学金制度の創設を目指すべきだ」などの見解が共通した。その上で、行政や企業、関係団体などオール稚内」で奨学金制度の充実を図る「稚内型奨学金」制度の早期の創設を工藤広市長に求める要請文を、稚内市教育連携会議名で12月下旬に提出することを決めた。

講演で岩重氏は「日本は他国と比べて所得の再分配機能が弱く、子育て支援への公的支出が少ない」と指摘。国立大も含めて大学の学費が高騰している中、現状の奨学金は取り立てが厳しく保証人への救済制度もないため、返済に苦労する若者が多いとして「稚内独自の奨学金をつくることは、現状を変える原動力になる」と呼び掛けた。(岩崎志帆)

稚内型奨学金 創設を市に要請

子どもの貧困対策シンポジウム 連鎖を断ち切る



第4回子どもの貧困対策シンポジウム

稚内市や稚内市教委などが主催の第4回子どもの貧困対策シンポジウムは20日、総合文化センターで開催。教育関係者など167人が参加し、地域全体で「稚内型奨学金」制度の創設を、来月25日に稚内市に要請することが決まった。

開会に際し、青山滋副市長が「各地区の提言を行政として強く認識して、貧困問題に関する対策として考えた」と挨拶。市内4地区が、各地区内で研究や話し合いを進めてきた「稚内型奨学金」のあり方を発表した。このうち、北地区の提言は「福祉・医療・教育がつながり、街づくりの視点を大切に、子どもの夢を応援する稚内型の奨学金制度創設を目指す」。船木真澄代表(中央小学校長)が、親の収入減少、授業料や入学金の料金が高止まりしていることで、経済的に厳しい家庭が多く、大学進学が道を開きされているという現状がある」と前

置きし「北地区では給付型の奨学金が必要」などの意見があったと説明。また「私たちの願いは、経済格差で子どもの夢を奪われないこと。それを実現する制度を」と話した。潮見地区では「一人作り・街づくりを支える奨学金制度の創設を目指す」を提言とし、塩崎由雄代表(潮見中学校長)が「街づくりの視点から奨学金を考え、いま稚内に必要だと感じる職業に奨学金制度を導入しては」と説明した。

このほか、東京市民法律事務所岩重佳治弁護士が「子どもの貧困と奨学金問題を考える」と題して講演した。

日刊宗谷

2019年度は貧困対策法の最初の見直し年。すべての市町村で対策計画の策定を求める動きや国の奨学資金制度の改善検討も生まれています。

稚内にとっては『稚内型奨学金制度』研究二年目。みんなで検証議論を高めましょう。

子どもの貧困対策推進法の見直し
(議員立法で2013年成立、14年施行)

理念	子どもの将来が生まれ育った環境で左右されないよう教育、経済面などで支援
国の役割	総合的な対策を進めるため「大綱」を策定
都道府県の役割	「大綱」を踏まえそれぞれ対策計画の策定が努力義務

市町村も努力義務の対象とする
法改正を与野党検討

護受給世帯の大学進学率は一般家庭より大幅に低いなど、取り組みは道半ばの状況だ。計画に基づき、長野県では県内大学の進学生に対する独自の給付型奨学金事業を展開。京都府では「きょうとこどもの城づくり事業」と題し、ひとり親家庭の子どもに対する居場所の提供や「子ども食堂」を実施するNPO法人などに運営助成している。既に

独自に計画を策定している市町村もある。貧困家庭の子どもを支援する団体は「子どもの貧困対策」には、基礎自治体である市町村の役割が極めて重要だ」と訴える。内閣府も有識者会議で議論し、有識者メンバーから「都道府県と市町村の役割分担を明確にして対策を推進するべきだ」と指摘が出ている。

2013年に成立した子どもの貧困対策推進法について、超党派の議員連盟が法改正を検討していることが7日、分かった。現行では対策の計画策定が都道府県の努力義務となっているが、取り組みをさらに進めるため、より身近な市町村にも求める方向だ。早ければ今年の通常国会に与野党で改正案を提出する。

子どもの貧困対策市町村でも

推進法は、親から子への「貧困の連鎖」を断ち切ることを理念とする。生まれ育った環境で将来が左右されないよう教育支援などの対策を、国や地方自治体を実施する責務があると規定され、議員立法により制定、14年1月に施行し

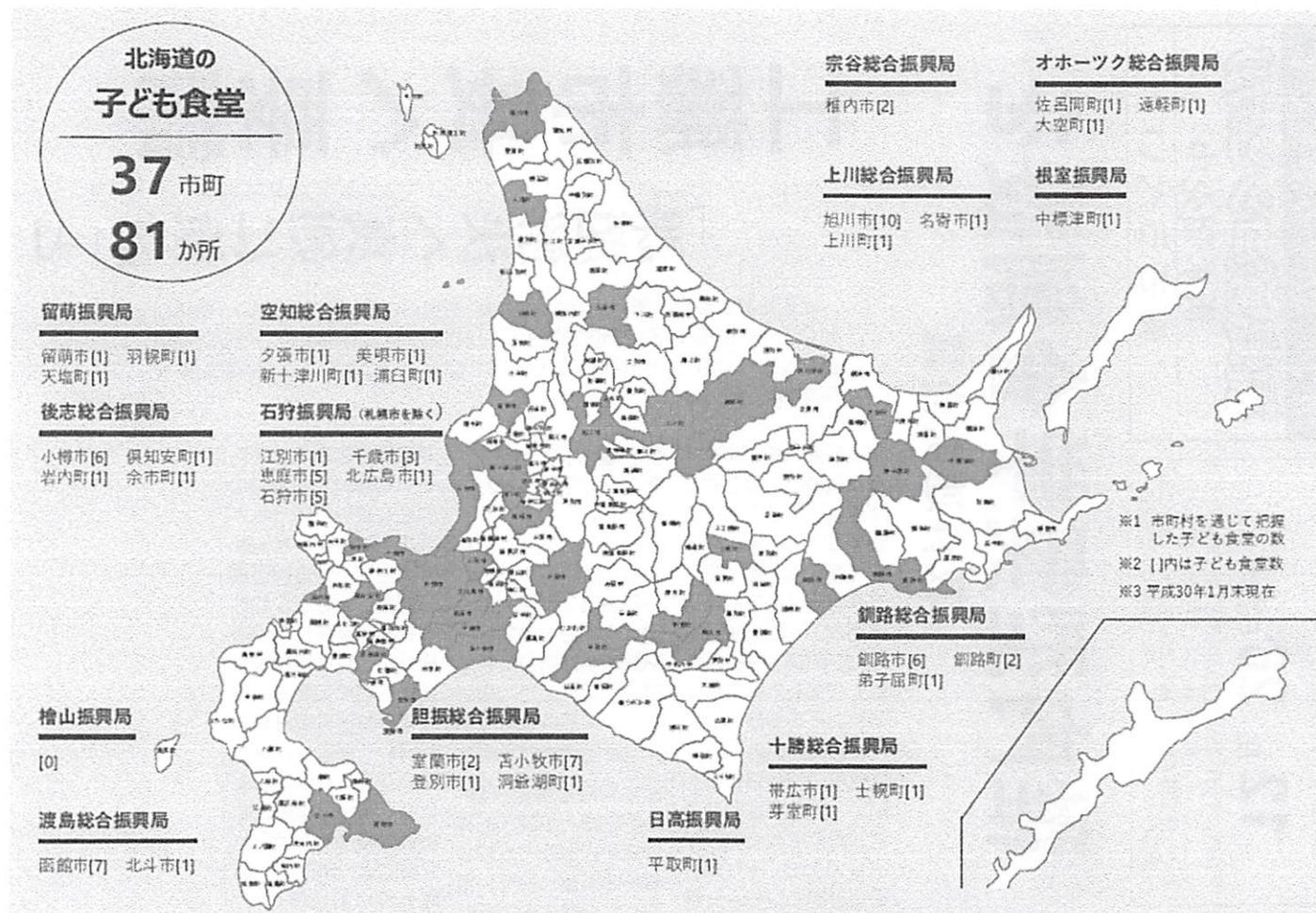
**計画の策定
努力義務化**

た。見直しの論点の一つとなるのが、地方自治体による対策計画の策定だ。政府決定の「大綱」を踏まえ、各都道府県は地域事情に応じた計画づくりに努めないといけない。全都道府県が策定済みだが、生活保

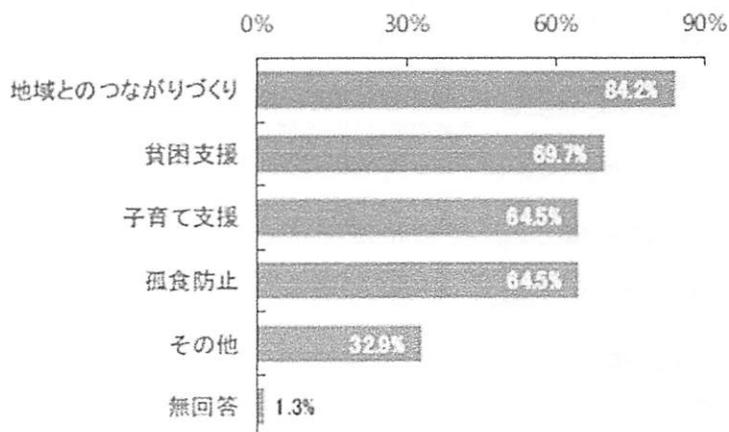
与野党で改正案提出へ

北海道の子ども食堂

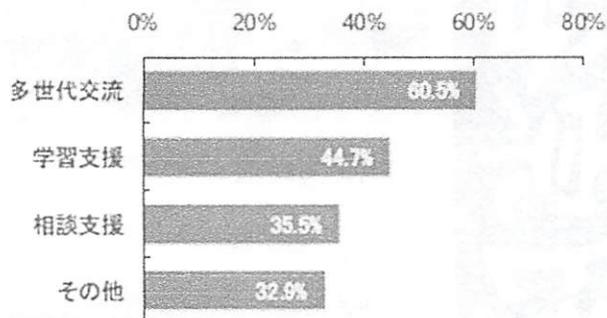
北海道子どもの未来局推進課調査資料参照



開設のきっかけや動機(n=76)【複数選択】



「食事の提供」以外の活動内容(n=76)【複数選択】



宗谷管内では稚内『ふらっと』(市内2箇所)と中頓別『こどもトントン』の計3箇所です





要請書を手渡す元紺谷氏(右)

稚内型奨学金創設を

教育連携会議

工藤市長へ要請

「課題解決へ真剣に検討」と

稚内市教育連携会議では25日、市長応接室で工藤広市長に対し「稚内型奨学金」制度の創設を要請した。工藤市長は「単に生活を支援する訳ではなく、多岐にわたる課題の解決にも繋げるためのものになる。我々もこれまで以上に真剣に考え、しっかりと検討させて頂きたい」と話した。

(川村竜也)

同連携会議代表委員の館野薫氏(稚内市校長会会長、稚内港小学校校長)、元紺谷尊広氏(稚内高校校長)、山下優氏(稚内大谷高校校長)、斉藤吉広氏(稚内北星学園大学学長)のほか、委員合わせて11人が訪問。代表して元紺谷氏が工藤市長に対して要請書を手渡し「奨学金制度の創設は稚内市だからこそ出来ると思っている。創設に向けてオール稚

内で動いていく所存。検討をお願いしたい」と述べた。

また、出席した各委員からも大学、高校、小中学校、PTAそれぞれの立場から、稚内型奨学金制度に対する思い、必要性などを説明。その中で橋本弘富岡幼稚園園長は「教育

実習で都市部の大学、専門学校から地元出身の先生を受け入れても奨学金制度によって指定された場所で数年間勤務しなければならぬといった条件があったりする。子ども達が稚内に帰ってこられる環境のためにも奨学金制度を考えなければならぬ」と話した。

工藤市長は人口減少、あらゆる職種の人手不足なども踏まえ「様々な課題解決に繋げられることから、出来る限りの努力をしていきたい」と述べた。

稚内型奨学金制度の創設に向けては、去る11月20日の第4回子ども投資、住宅投資は減少。労働需給は引縮まり、金融機関の預金・

もの貧困対策シンポジウムの中で、子どもの貧困対策プロジェクト会議が取組んできた奨学金に関する研究成果を発表。その場で奨学金の創設要請に係る原案について参加者の承認を得たことから、子ども貧困の連鎖を断ち切り「稚内に生まれ育ったからこそ夢がかなう」と子ども達自身も思えるよう、同制度の創設を工藤市長へ要請することになった。

同連携会議事務局の稚内市教委によると、制度創設に関する取組みは2か年で進める計画。まずこの1年目で研究と要請。来年は制度の具体的な内容を同連携会議などで協議し、同シンポジウムなど何らかの形で市民に公表し、市長に提案する形になるという。

平成 27 年 (2015) 12 月 24 日

【18項目の提言】

子ども達の貧困の連鎖を断ち切る『学び』と『地区別ネットワーク』の充実を

稚内市子どもの貧困対策本部会議
稚内市子どもの貧困対策プロジェクト会議

はじめに

子どもの貧困対策については、平成 26 年 1 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同年 8 月には「子どもの貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。

私たちは、子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と、教育の機会均等を図り子どもの貧困対策を進めることの重要性を踏まえ、稚内市として実施可能な提言内容を協議してきました。

貧困に歯止めをかけるためには、暮らしと政治・経済・教育などの制度改善が不可欠です。そのために行えることは、国や道の関係機関に要望意見を反映する努力が重要です。同時に、稚内市民の力合わせで『子どもの貧困の連鎖を防ぐ』共同の努力は、今すぐにでも可能です。

私たちはこの二つの見地から、子どもの貧困の現状を教育的な視点から調査・研究し、子どもの未来をつなぐ稚内の住みよい街づくりを願う観点から、小中学校、高等学校、大学、社会福祉協議会、教育委員会の関係者による「稚内市子どもの貧困対策本部会議」と、具体的な事例に基づく検討を加えて提言にまとめる「プロジェクト会議」を設置し、調査研究を積み上げてきました。

ここに、その結果を『子どもの貧困対策に関する提言』にまとめ、稚内市民をはじめ、稚内市・稚内市教育委員会、並びに稚内市の関係機関や団体に提言する次第です。

1. 【基本理念】 『連携』をキーワードに『オール稚内』で取り組みましょう

- (1) 稚内で培われてきた教育連携を生かし、『子どもの貧困の連鎖』を『市民ぐるみの支援の連鎖と蓄積』で断ち切る可能性を求め、『オール稚内』で取り組みましょう。
- (2) 貧困問題は、すぐれて教育問題です。同時に深刻な政治課題でもあります。そして、その具体的な現れは『複合的』で『重層的』です。

地方自治体としての限界性はあっても、教育の分野で専門に携わる関係者や関係機関が相互に連携して取り組める可能性を秘めています。

2. 【重点施策】

『全市的ネットワーク』を生かし、中学校区単位の地区別ネットワークで子どもをサポートします。

- (1) 稚内の幼保小中高大の一貫体制と連携体制を強め、その連携の力で子どもの貧困を断ち切る個別支援のサポート体制をつくりましょう。
- (2) 中学校区単位の『子ども支援ネットワーク』の良さを生かし、子ども支援・親支援のできる「ワンストップ」型の取り組みを中学校区単位につくりましょう。
- (3) 子ども・学校・家庭だけでなく、福祉や医療、さらには地元企業と一緒にあって、制度の縦割りを超えて力合わせができるような稚内型の『関係機関の連携システム』を構築しましょう。

3. 【具体的提言事項】 子どもの貧困対策 18項目提言

(1) 教育連携を軸に子どもの支援を強めましょう

- ① 稚内市の幼保小中学校と高等学校・大学との連携を強め、学校が核となり、PTAや民生児童委員等の福祉関係者との協力を強め、子どもの学習・生活を支援するサポート活動に、今まで以上に取

り組みましょう。

- ② SC・SSW、教育相談アドバイザーなどによる相談体制を強化し、子どもの状況に応じた学習支援や学校連携、福祉施策につなげていく取り組みを今まで以上に進めましょう。
- ③ 学習に課題を抱えるすべての子どもを対象にした『グングン塾』など（放課後塾・無料塾）と学校・家庭との連携をより一層充実させ、今まで以上に旺盛に取り組めましょう。
- ④ 地域ネットワークづくりの研修や地域づくりに必要な研修講座を開催し、子どもの貧困対策に必要な実践的知識やスキルを身につけた支援者の育成に取り組めましょう。

(2) 幼保小中高大のライフステージに応じた子ども支援に取り組めましょう

- ⑤ 地区ごとの『子育て共同のつながり』を奨励し、保護者の相談に応じた相談体制の整備と子育てファールを活用し、家庭教育の応援体制を強めましょう。
- ⑥ 小学校段階から発達段階に応じたキャリア教育を進め、中学校段階から発達に応じた進路指導、経済状況に応じた奨学金の拡大・活用に取り組めましょう。
- ⑦ 中学校区単位の地区ごとのSSWとSCによる相談体制を強化し『子ども支援ネットワーク』をより一層充実させて、潜在的な困窮家庭の把握なども含めた一人ひとりの子どもの状況に応じた支援に取り組めましょう。
- ⑧ 市民ぐるみの子育て運動を通じて、コミュニティ・スクールとしての特色を蓄え、子どもの貧困対策の包括的支援に取り組めましょう。
- ⑨ 切れ目のない幼保小中高大の学校連携と一貫体制を目指し、『稚内市教育連携会議（仮称）』の立ち上げを目指しましょう。
- ⑩ 高等学校段階での学び直しの支援体制を検討し、小中高大をつなぐコーディネーターの配置を目指しましょう。

(3) 若者の雇用を生み出す行政施策で貧困解消を目指しましょう

- ⑪ 若者の雇用促進を目指し、若者の就職等の支援に関する仕組みづくりを進め、オール稚内で支援しましょう。
具体的には、貧困の連鎖を絶つための住居・就労に関する個別支援（拠点作りと生活就労支援コーディネーターの配置）、若者就労応援企業に対する支援を推進しましょう。
- ⑫ 多子世帯の保育料の軽減措置拡大と中学生までの医療費の負担軽減措置を目指しましょう。
- ⑬ 稚内で活躍する子どもたちの体育的文化的な活動への支援、学習・資格取得への支援を充実させるため、稚内式「小中高大連携あんしん修学資金制度」を開設しましょう。
- ⑭ ひとり親家庭などへの福祉資金貸付金の充実・改善を目指しましょう。

(4) 市民参加の調査・研究活動、学び合いを進めましょう

- ⑮ 今後の施策反映のため、定例的に『稚内市子どもの貧困対策市民シンポジウム』を開催しましょう。
- ⑯ 今後の調査研究のため、『子どもの貧困アンケート』に取り組めましょう。
- ⑰ 今後の取り組みに生かすために『子どもの貧困研究紀要』（取り組みの紹介と教訓）を作成しましょう。
- ⑱ 全国交流・全道交流を通じて取り組みの教訓に学ぶ活動（視察・研修）を進めましょう。